



今の時点で領家地域は「共同申請書類」がで
きるのか

市長の時代に「何があったのか」
については承知していなかった
ものと思われています。

仮に、今の時点で、領家町内
会が地元町内会であるとしても、
領家町内会、周辺町内会である
鏡野町下原の町内会、薪森原の
町内会などに「共同申請者にな
れるのか」との問いかけの「提
案」があつたため、改めての「総
会開催」ではなく、個々の意見
を聞いてみるという調査も行い
ました。領家町内会の三役は、覚
え書きの範囲で申請する」と述
べられており、この点では公募
の条件である「灰を捨てる最終
処分場の受け入れ」という、公
募の三点セットの一つを受け入
れないという意思に変化はない
ということでした。

反対できないので共同申請者に
ならざるを得ない」と答えたの
が一つの地域、もう一つは「共
同申請者になれない」と答え、
一つは「町内会としては意思表
示できない、個人個人の自由な
意思にまかせる」ということで
あるといわれています。

適地選定委員会正・副委員
長は、「最終処分場を受け入れ
ない」とする地域は、公募に応
じて書類申請することはあり得
ないと述べています。

これらの審査の結果としては、
当委員会の委員の中には「領家
地区については書類そのものが
失格である。したがって、失格
した地域のことをこれ以上あれ
これ論議しても意味がない」と

の厳しい指摘の声があることも
申し添えておきます。

これらを総体的に判断すると、
ごみ処理施設建設予定地として、
立候補された地域の皆さん、予
定地として「決定」を受けた領
家地区の皆さんの「申請の方法」
について、間違いであると断定
はできませんが、申請書類を受
け付けた「行政」の対応は、明
らかに重大なミス・大きな間違
いがあると重ねて指摘をしなく
てはなりません。

したがって、領家地区の申請
書類は「成り立たない」との結
論にもなりかねません。この点
では、最終報告で桑山市長の基
本的な「政治姿勢のあり方」と
合わせて報告をする予定です。